

改正

平成10年5月13日告示第41号

平成16年3月17日告示第24号

平成18年2月23日告示第43号

平成19年3月23日告示第70号

平成20年3月24日告示第25号

平成23年3月17日告示第17号

平成31年3月25日告示第31号

令和5年3月31日告示第24号

令和6年3月29日告示第46号

令和7年3月31日告示第42号

竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小型合併処理浄化槽（以下「合併処理浄化槽」という。）を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(補助対象となる浄化槽及び設置工事基準)

第2条 補助の対象となる合併処理浄化槽及びその設置に伴う工事基準は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に該当する浄化槽で法第4条第2項に規定する構造基準に適合するもの
- (2) 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）に適合し、環境省が定める環境配慮型浄化槽の要件に該当するもの
- (3) 主として居住の用に供する建物（店舗等を併設するものを含み、別荘等主として居住の用に供しない建物、販売又は賃貸目的の建物及び共同住宅は除く。以下「専用住宅」という。）に設置するもの

(4) 浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号）及び市長が別に定める設置工事の基準（以下「設置工事基準」という。）に適合するもの（運用上支障がないと市長が認め、設置工事基準の一部を緩和した場合を含む。）。

（対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可を受けた公共下水道の処理区域、大型合併処理浄化槽設置区域、農業集落排水処理施設の処理区域の区域外において、自らが居住するために専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出（以下「浄化槽設置届出書」という。）の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認（以下「建築確認」という。）を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 既存の合併処理浄化槽を廃止して、新たに合併浄化槽を設置する者
- (3) 合併浄化槽を設置する専用住宅及び土地が申請者の所有でない場合で、所有者又は相続関係人の同意が得られない者
- (4) 市町村税を滞納している者
- (5) この要綱に基づく補助金の交付を受けた年度を含めて10年度を経過しない者
- (6) 竹原市暴力団排除条例（平成23年竹原市条例第14号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団員等に該当する者
- (7) その他市長が不適当と認めた者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽を設置する工事に要する費用（汲み取り便槽又は既設単独処理浄化槽を撤去するために必要な工事費用及び配管工事（全ての生活排水を合併処理浄化槽へ流入させるために必要な管及びます並びに合併処理浄化槽からの排水を隣接する側溝等に放流するために必要な管を設置する工事をいう。以下同じ。）に必要な費用を含む。）とし、別表第1に定める額に工事内容に応じて別表第2に定める額を加算した額を限度額とする。ただし、建築確認を伴う合併処理浄化槽を設置する工事にあつては、配管工事費を補助金の額から除くものとする。この場合における補助金の限度額については、配管工事の有無にかかわらず、別表第2に定める配管工事費の加算は行わないものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 収支予算書（別記様式第1号の2）
 - （2） 建築確認を伴う場合は、確認済証の写し一式
 - （3） 審査機関の審査が完了した浄化槽設置届出書の写し一式
 - （4） 合併処理浄化槽を設置する土地及び建物の登記簿及び公図
 - （5） 合併処理浄化槽を設置する土地が申請者の所有でない場合は、所有者又は相続関係人の同意書
 - （6） 浄化槽の工事業者との工事請負契約書の写し
 - （7） 登録浄化槽管理票（C票）及び浄化槽登録証の写し
 - （8） 補助金の交付を受けようとする合併処理浄化槽の設置等の各工事を請け負う浄化槽工事業者における、広島県が浄化槽工事業者として登録した旨の通知又は特例浄化槽工事業者の届出を受理した旨の通知（有効期間内のものに限る）の写し
 - （9） 補助金の交付を受けようとする合併処理浄化槽の設置工事を現地で監督する者（以下「事業実施者」という。）の小規模浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し又は浄化槽設備士免状（証）（昭和63年度以降に取得した者に限る）の写し
 - （10） 補助金申請をするにあたっての誓約書（別記様式第1号の3）
 - （11） 市町村税の滞納がないことを証する書類
 - （12） 暴力団、暴力団員及び暴力団員等でないことの確認書（別記様式第1号の4）
 - （13） 以前の汚水処理方法が確認できる書類（単独処理浄化槽の場合は保守点検記録、清掃記録又は法定検査結果の写し、汲み取り便槽の場合は、し尿汲み取り請求書又は領収書等の写し）
 - （14） 設置工事基準の緩和を求める場合は、その理由書
 - （15） その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定により、補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、別記様式第2号による指令書により、交付しないと決定した者に対しては、別記様式第3号による指令書により、それぞれ通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その後補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金変更等承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1月以内又は3月末日のいずれか早い日までに竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書（別記様式第5号の2）
- (2) 合併処理浄化槽完了検査届出書（別記様式第5号の3）
- (3) 工事写真（設置工事基準が確認できること）及び写真チェックリスト（別記様式第5号の4）
- (4) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類（浄化槽管理士免許状の写し等））
- (5) 法第7条及び法第11条の規定による水質に関する検査（以下「法定検査」という。）に係る契約書の写し
- (6) 浄化槽使用開始報告書
- (7) 単独処理浄化槽からの転換の場合は、単独処理浄化槽の廃止に伴う清掃記録の写し及び浄化槽使用廃止届出書（交付申請前に廃止されている場合は不要）
- (8) 汲み取り便槽からの転換の場合は、汲み取り便槽の廃止に伴うし尿の汲み取り請求書又は領収書等の写し（交付申請前に廃止されている場合は不要）
- (9) 申請時の住所と浄化槽の設置場所が異なる場合は、住民票の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、補助金申請をするにあたっての誓

約書に記載の事項が確認できたときは、補助金の交付額を確定し竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（別記様式第6号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（別記様式第7号）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 不正の手段又は虚偽の申請により補助金を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- （4） 補助金申請をするにあたっての誓約書に記載の事項を遵守しなかったとき。
- （5） 市長の指示に従わないとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の補助金の返還を命ずることができる。

（工事状況の確認及び指導）

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要があるときは合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

- 2 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要があるときは補助対象者又は事業実施者に対して事業の執行状況の報告を求め、又は指導を行うことができる。

（維持管理状況の報告）

第14条 補助対象者は、法定検査を受検し、その結果を指定検査機関から通知のあった日から1月以内に市長に報告しなければならない。

- 2 補助対象者は、法定検査結果等で適正でないものが生じた場合は、速やかに是正するとともに、その内容を市長に報告しなければならない。
- 3 補助対象者は、保守点検及び清掃の1年分の記録をとりまとめ、毎翌年度4月末までに、市長に報告しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年5月13日告示第41号）

この告示は、平成10年5月13日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月17日告示第24号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月23日告示第43号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日告示第70号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日告示第25号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月17日告示第17号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日告示第31号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第24号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第46号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第42号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

人槽区分	浄化槽本体設置
5人槽	332,000円
6人槽～7人槽	414,000円
8人槽～10人槽	548,000円

備考 人槽区分は、店舗等を併設する住宅にあっては、店舗等の部分を除いた居住部分に対する床面積から算定した処理対象人員とする。

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象区分	工事区分	
	汲み取り便槽からの転換設置	単独処理浄化槽からの転換設置
汲み取り便槽又は単独処理浄化槽撤去費	90,000円	120,000円
配管工事費	300,000円	

備考 配管工事は、全ての生活排水を合併処理浄化槽へ流入させるために必要な管及びます並びに合併処理浄化槽からの排水を隣接する側溝等に放流するために必要な管を設置する工事をいう。

別記

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

竹 原 市 長 様

申請者 住 所
氏 名

(記名押印または自署としてください。)

電話番号

竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年度において、小型合併処理浄化槽を設置したいので、竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

設置場所	竹原市	
交付申請額	金 円 (内訳) 設 置 : 円 撤 去 : 円 宅内配管 : 円	
小型合併 処理浄化槽	メーカー・型式	
	処理能力	人槽
	処理方法	
	着工予定年月日	年 月 日
	事業完了予定年月日	年 月 日
以前の 汚水処理方法	1 汲み取り便槽 2 単独処理処理浄化槽(処理方法 : , 人槽) 3 その他 ()	
建築物	1 建築確認有 2 建築確認無	
	1 専用住宅 2 併用住宅(店舗・事務所・その他 :)	
	居住部分延床面積 : m ²	併用部分延床面積 : m ²
土地所有者	1 本人 2 共有 () 3 その他 () 申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意書を添付すること。	
住宅所有者	1 本人 2 共有 () 3 その他 () 申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意書を添付すること。	
浄化槽工事業者	商号又は名称	登録又は届出番号
浄化槽設備士	氏名	免状等番号

添付書類

- 1 収支予算書（別記様式第1号の2）
- 2 確認済証の写し一式（建築確認を伴う場合に限る。）
- 3 審査機関の審査が完了した浄化槽設置届書の写し一式
- 4 合併浄化槽を設置する建物及び土地の登記簿及び公図
- 5 所有者又は相続関係人の同意書（申請者と建物及び土地所有者が異なる場合に限る。）
- 6 浄化槽工事業者との工事請負契約書の写し
- 7 登録浄化槽管理票（C票）及び浄化槽登録証の写し
- 8 広島県が発行する浄化槽工事業者として登録した旨の通知または特例浄化槽工事業者の届出を受理した旨の通知（有効期間内のものに限る）の写し
- 9 小規模浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し又は浄化槽設備士免状（証）（昭和63年度以降に取得した者に限る）の写し
- 10 補助金申請をするにあたっての誓約書（別記様式第1号の3）
- 11 市町村税の滞納がないことを証する書類
- 12 暴力団、暴力団員及び暴力団員等でないことの確認書（別記様式第1号の4）
- 13 以前の汚水処理方法が確認できる書類（単独処理浄化槽の場合は保守点検記録、清掃記録又は法定検査結果の写し、汲み取り便槽の場合は、し尿汲み取り請求書又は領収書等の写し）
- 14 設置工事基準の緩和を求める場合は、その理由書
- 15 その他市長が必要と認める書類

収 支 予 算 書

収入の部

費 目	金 額	備 考
補 助 金		人槽
自 己 資 金		
合 計	円	

支出の部

費 目	金 額	備 考
浄化槽本体費用		人槽
設置工事費		
撤去費用		
宅内配管工事費		
他 諸 経 費		
小 計		
消 費 税		
合 計	円	

※記載要領

浄化槽本体費用：浄化槽の本体費用を記入してください。

ポンプ槽一体型の浄化槽の場合、ポンプ槽の費用も本体費用に含めます。
 浄化槽の運搬に係る費用は、本体費用に含めます。

設置工事費：浄化槽本体の設置に必要な工事費を記入してください。仮設費、現場管理費等の間接費を含めます。流入又は放流に係る管きょ及びますに係る費用を除きます。

撤去費用：汲み取り槽、単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費（掘り出し作業から最終処分まで（掘り出し、洗浄、分解、運搬、最終処分等）に係る費用）を記入してください。

宅内配管工事費：合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費）を記入してください。

他 諸 経 費：上記に該当しない費用を記入してください。

誓 約 書

チェック欄

- ☐ 申請にあたり、竹原市補助金交付規則及び竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の適用を受けることについて同意します。
- ☐ 合併処理浄化槽を設置しますが、申請設置場所の地区が公共下水道の供用開始となった時は、速やかに公共下水道に接続し、合併処理浄化槽を廃止します。
- ☐ 申請設置場所の建物は自らが居住するために使用し、工事完了後は速やかに居住を開始します。
- ☐ 申請設置場所の建物は、今後も、別荘、共同住宅、販売または賃貸目的とする住宅として使用しません。
- ☐ 合併処理浄化槽設置後は、浄化槽法に基づく保守点検、清掃、法定検査を遅滞なく実施するとともに、浄化槽法及び関係法令を遵守し、適切な維持・管理を行います。
- ☐ 補助を受けて設置した合併処理浄化槽の保守点検及び清掃の 1 年（4 月～3 月）分の記録をとりまとめ、毎翌年度月末までに報告します。
- ☐ 補助金を取り消され、補助金の返還を命じられた時は、速やかに補助金を返還します。

私は、竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金を申請するにあたり、上記の事項について誓約します。

なお、上記の事項を遵守、履行できなかった場合、補助金を取り消されても異議を申し立てません。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

（記名押印または自署としてください）

竹 原 市 長 様

確 認 書

令和 年 月 日

竹 原 市 長 様

申請者 住 所
氏 名

（記名押印または自署としてください。）

電話番号

私は、次に掲げる各号のいずれにも該当しません。

また、必要に応じて広島県警察本部に照会することを承諾します。

- 1 暴力団（竹原市暴力団排除条例〔平成 23 年竹原市条例第 14 号。以下「条例」という。〕第 2 条第 1 号の暴力団をいう。）
- 2 暴力団員（条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。）
- 3 暴力団員等（条例第 2 条第 3 号の暴力団員等をいう。）

様

竹原市長

竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知

令和 年 月 日付けで申請のあった竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請については、審査の結果、次のとおり交付することを決定したので、竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

交付金額 金 円

交付条件

- 1 補助対象者は、令和 年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。期限までに補助事業を完了することができない場合又は遂行が困難となった場合は、その理由、その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けること。
- 2 補助対象者は、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 3 浄化槽の設置に伴う工事基準は、竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第2条第5号の設置工事基準を満たすこと。
- 4 補助対象者は、浄化槽の設置に伴う工事完了後、速やかに居住を開始すること。
- 5 この補助金を受けて合併浄化槽を設置した建物を自らが居住する以外の用途（別荘、販売住宅、賃貸住宅、共同住宅等）として使用しないこと。
- 6 補助対象者は、交付申請時に提出した「補助金申請をするにあたっての誓約書」の記載内容を遵守すること。
- 7 補助対象者は、保守点検、清掃の1年分の記録をとりまとめ、毎翌年度4月末日までに市長に報告すること。
- 8 交付の決定の全部又は一部が取消された場合は、補助金の全部又は一部を返還すること。

様式第3号（第6条関係）

指令竹市生第 号
令和 年 月 日

様

竹原市長

竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知

令和 年 月 日付けで申請のあった竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請については、審査の結果、次の理由により不交付とすることを決定したので、竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

理 由

様式第4号（第7条関係）

令和 年 月 日

竹 原 市 長 様

補助対象者 住 所

氏 名

（記名押印または自署としてください。）

竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金変更等承認申請書

令和 年 月 日付け指令竹市生第 号で補助金交付決定を受けたこの補助金について、次のとおり申請の内容を変更（中止・廃止）したいので、竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

1 変更（中止・廃止）の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

年 月 日

竹 原 市 長 様

補助対象者 住 所
氏 名

（記名押印または自署としてください。）

竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日付け指令竹市生第 号で補助金の交付決定を受けたこの事業が完了したので、竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

補助金交付決定額 金 円

事業完了年月日 年 月 日

添付書類

- 1 収支決算書（別記様式第5号の2）
- 2 合併浄化槽完了検査届出書（別記様式第5号の3）
- 3 工事写真（設置工事基準が確認できるもの）及び写真チェックリスト（別記様式第5号の4）
- 4 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類（浄化槽管理士免許状の写し等））
- 5 浄化槽法定検査受検契約書の写し
- 6 浄化槽使用開始報告書
- 7 単独処理浄化槽からの転換の場合は、単独処理浄化槽の廃止に伴う清掃記録の写し及び浄化槽使用廃止届出書（交付申請前に廃止されている場合は不要）
- 8 汲み取り便槽からの転換の場合は、汲み取り便槽の廃止に伴うし尿汲み取り請求書又は領収書等の写し（交付申請前に廃止されている場合は不要）
- 9 申請時の住所と浄化槽の設置場所が異なる場合は、住民票の写し
- 10 その他市長が必要と認める書類

収 支 決 算 書

収入の部

費 目	金 額	備 考
補 助 金		人槽
自 己 資 金		
合 計	円	

支出の部

費 目	金 額	備 考
浄化槽本体費用		人槽
設置工事費		
撤去費用		
宅内配管工事費		
他 諸 経 費		
小 計		
消 費 税		
合 計	円	

※記載要領

浄化槽本体費用：浄化槽の本体費用を記入してください。

ポンプ槽一体型の浄化槽の場合、ポンプ槽の費用も本体費用に含めます。
浄化槽の運搬に係る費用は、本体費用に含めます。

設置工事費：浄化槽本体の設置に必要な工事費を記入してください。仮設費、現場管理費等の間接費を含めます。流入又は放流に係る管きょ及びますに係る費用を除きます。

撤去費用：汲み取り槽、単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費（掘り出し作業から最終処分まで（掘り出し、洗浄、分解、運搬、最終処分等）に係る費用）を記入してください。

宅内配管工事費：合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費）を記入してください。

他 諸 経 費：上記に該当しない費用を記入してください。

様式第5号の3（第8条関係）
合併処理浄化槽完了検査届出書

（実績報告に添付してください。）

検査項目	チェックポイント	欄
1 流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物や汚水の停滞はないか	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流の恐れはないか	
3 誤接合などの有無	生活排水がすべて接続されているか	
	雨水や工場排水等の流入はないか	
4 弁の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔毎に適切な弁が設置されているか	
5 流入管渠、放流管渠及び空気配管の変化、破損の恐れ	管の露出により変形、破損の恐れはないか（耐圧管の使用等、適切な保護対策の実施）	
6 かさ上げの状況	バルブ操作等の維持管理を容易に行うことができるか	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されてないか	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれてないか	
	コンクリートスラブは適切な大きさか、また割れはないか	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか	
10 接触材などの変化、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっき槽の接触材に変化や破損はないか	
	しっかり固定されているか	
11 ばっ気装置、逆流装置及び汚泥移送装置の変化、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか	
	しっかり固定されているか	
	空気の出方や水流に片寄りはないか	
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に破損はないか	
	しっかり固定されているか	
	薬剤筒は傾いていないか	

検査項目	チェックポイント	欄
13 ブローの設置、稼働状況	振動対策がなされているか	
	固定が十分行われているか	
	アースはなされているか	
	漏電の恐れはないか	
	コンセントは防水型か	
14 ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況 ※ポンプ設備がある場合のみ	ポンプ弁に変化や破損はないか	
	ポンプ弁に変化や漏水の恐れはないか	
	ポンプ2台以上設置されているか	
	設計通りの能力のポンプが設置されているか	
	ポンプの固定が充分行われているか	
	ポンプの取り外しが可能か	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げる恐れはないか	
宅の浄化槽設置工事を上記のとおり確認したことを証明します。 令和 年 月 日 担当浄化槽設備士氏名 (記名押印または自署としてください。) (浄化槽設備士免状番号：)		

様式第5号の4（第8条関係）

浄化槽設置工事写真 チェックリスト

補助対象者（ ）

工種	番号	提出写真	確認事項	確認欄
設置工事	1	着工前	・ 浄化槽設備士が設置予定場所において標識板と掲示板を掲げ、埋設予定地の地面、付近家屋等の周辺状況が分かるよう撮影	
	2	掘削工事	・ 掘削及び床付け完了後、深さを記載した掲示板と深さが分かるスケールとともに撮影	
	3	基礎割栗石工事	・ 割栗石の突き固めを行ったことが分かるよう、転圧機で転圧作業を行っているところを撮影 ・ 突き固めが完了後、厚さを記載した掲示板と割栗石の厚さが分かるスケールとともに撮影 ※割栗石の厚さ：100 mm以上	
	4	基礎コンクリート配筋工事	・ 縦横及び支柱の鉄筋が配置・接続され、鉄筋の径及び鉄筋の間隔を記載した掲示板とその基準が確認できるスケールとともに撮影 ※鉄筋の径：10 mm以上、鉄筋の間隔：200 mm以内	
	5	基礎コンクリート工事	・ コンクリート養生後、基礎コンクリートの厚さを記載した掲示板と基礎コンクリートの厚さが分かるスケールとともに撮影 ※基礎コンクリートの厚さ：150 mm以上	
	6	浄化槽本体	・ 設置現場において、浄化槽のメーカー、型式が分かるよう掲示板とともに撮影	
	7	据付工事（水平確認・水張り）	・ 据え付けた浄化槽本体の水平を確認する水準器、浄化槽内に注水しているホースとともに撮影	
	8	支柱工事	・ 基礎コンクリートの配筋と4本すべての支柱が接続され、支柱の径を記載した掲示板と支柱に記載された径の規格が分かるよう撮影 ※支柱：4本、支柱の径：150 mm以上	
	9	埋め戻し（水締め・突き固め）	・ 本体の水平を確認するための水準器 ・ 突き固め用の器具（転圧機など） ・ 注水しているホース 以上に加えて、複数回に分け浄化槽本体を埋め戻している様子を掲示板とともに撮影	
	10	上部スラブコンクリート配筋工事	・ 型枠を組み立て、縦横及び支柱の鉄筋が配置・接続され、鉄筋の径及び鉄筋の間隔を記載した掲示板とその基準が確認できるスケールとともに撮影 ※鉄筋の径：10 mm以上、鉄筋の間隔：200 mm以内	
	11	上部スラブコンクリート工事	・ 上部スラブコンクリートの厚さを記載した掲示板とその厚さが分かるスケールとともに撮影 ※上部スラブコンクリートの厚さ：120 mm以上	
	12	かさ上げ工事	・ かさ上げ高を記載した掲示板とかさ上げ高が分かるスケールとともに撮影 ※かさ上げ高：300 mm以下	
	13	ブロー本体据付	・ 設置状況が分かるように掲示板とともに撮影 ※アースを接続すること	
	14	完成写真	・ 設置された浄化槽及び付近家屋等の周辺状況が分かるよう掲示板とともに撮影	
撤去工事（加算）	15	撤去前（着工前）	・ 既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を撤去する前の状況を撮影	
	16	撤去工事	・ 既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の上部部分を破砕した状況を撮影	
	17	撤去完了	・ 既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去が完了した状況を撮影 ※既存槽が埋まっていた場所の底が見えるように撮影すること	
	18	撤去槽搬出	・ 既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去に伴う全ての廃材を搬出車両に積載した状態で撮影	
配管工事（加算）	19	配管敷設前（着工前）	・ 配管敷設予定箇所を付近家屋等の周辺状況及び配管接続先が分かるように撮影 ※補助金に係る箇所については全て撮影すること 該当箇所が一枚の写真に写りきらない場合は複数枚写真を撮影すること	
	20	配管敷設工事	・ 配管が接続され、土砂等をかぶせる前の状況及び配管接続先が分かるように撮影 ※補助金に係る箇所については全て撮影すること 該当箇所が一枚の写真に写りきらない場合は複数枚写真を撮影すること	
	21	配管敷設完了	・ 配管の埋設が完了した状況及び配管接続先が分かるように撮影 ※補助金に係る箇所については全て撮影すること 該当箇所が一枚の写真に写りきらない場合は複数枚写真を撮影すること	

※提出する工事写真の不足・不鮮明又は、虚偽の申請が発覚した場合は、補助金額の取り消しとなる場合がありますので、ご注意ください。

指令竹市生第 号
令和 年 月 日

様

竹原市長

竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付け指令竹市生第 号で交付決定したこの補助金については、審査の結果、次のとおり額を確定したので、竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

なお、補助金の交付額が確定した後又は補助金の交付後であっても、竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第11条各号に該当した場合又は、令和 年 月 日付け指令竹市生第 号の交付決定通知に記載の交付条件に違反した場合は、この補助金の交付を取り消し、補助金の返還を命じます。

補助金交付決定額 金 円

補助金交付確定額 金 円

補助対象者 住 所
氏 名



補助金交付請求額 金 円

金融機関名・支店名	銀行・金庫 農協・組合	支店 出張所
口座種別	普通	当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		